

29瀬高第1021号
平成30年1月31日

各事業所管理者様

瀬戸市健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

地域密着型サービス事業所等指定事務手数料の新設について（通知）

このことについて、平成29年12月28日付で「瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例」が公布されました。

この条例により、下記の通り平成30年4月1日以降に申請を受理する介護保険サービスの指定及び更新申請に係る申請手数料が必要になりますのでお知らせいたします。

記

1 徴収対象

平成30年4月1日以降に受理した、以下の2に示すサービスの指定及び指定更新申請

2 対象サービスと事務手数料

サービス種別	指定申請手数料	更新申請手数料
地域密着型サービス 地域密着型介護予防サービス 居宅介護支援 介護予防支援	30,000円	10,000円

3 その他

- (1) 他市町村の地域密着型事業所を指定する場合は、指定手数料を徴収しません。
- (2) 地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを一体的、同時に申請する場合は、介護予防地域密着型サービスの指定・更新手数料は徴収しません。

【問い合わせ先】

瀬戸市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 指導監査係 (0561-88-2623)